

伊勢市新商品開発等支援補助金募集要領

1. 目的

地域資源を活用した新商品開発等に取り組む企業等に対して支援を行うことにより、地域産業の育成・振興による地域における投資や雇用の創出を促進することを目的とする。

2. 概要

一般財団法人地域総合整備財団（以下「ふるさと財団」という。）が実施する「ふるさともものづくり支援事業」の新商品開発等支援補助金申請を本市から行い、採択された場合、伊勢市新商品開発等支援補助金交付要綱に基づき、本市から補助金の交付を行う。

3. 募集対象者

本市内に主たる事業所があり、補助対象事業を行う下記のいずれにも該当する企業等。

- (1) 「9. 審査申請手続き」に規定の書類を提出した時点において、法人格を有すること
- (2) 債務超過の状況でないこと
- (3) 新商品を自らが研究開発し、その商品を製造又は販売できる者であること

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

- (1) 市税に滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者であると認められる者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

※ふるさと財団の助成決定がない場合は、補助対象者とならない。

4. 補助対象事業

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業で、対象者が計画・実施する事業のうち、ふるさと財団から助成決定を受けた事業。ただし、下記のいずれかに該当する事業は対象外となる。

- (1) 補助対象事業が他の補助金を受けている場合
- (2) 補助を受けようとする企業等が新商品開発の主要部分を他に委託する事業である場合

5. 補助率

補助対象経費の7／10以内（ふるさと財団6／10、伊勢市1／10）

6. 補助上限金額

700万円

※令和9年度ふるさともものづくり支援事業実施要綱（以下「ふるさと財団・実施要綱」

という。)に基づく公募開始前のため、ふるさと財団にて公募が行われなかった場合、またはふるさと財団にて採択されなかった場合、補助金は交付しない。

7. 補助対象期間（予定）

令和9年4月1日（木）～ふるさと財団・実施要綱に規定する期日の30日前
（令和10年1月19日（火）頃予定）

8. 補助対象経費

ふるさと財団・実施要綱に準ずる。

（参考）令和8年度ふるさと財団・実施要綱別表第1（第2条第1号の新商品開発等支援補助金）※令和9年度で改正があった場合は、変更となる。

経費の区分	補助対象経費の内容
1 謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
2 旅費	①アドバイスを受ける専門家の招聘に要する交通費 ②試験研究機関等との試験実施等に要する職員の交通費 ③販路拡大調査に要する職員の交通費 （備考）対象となる旅費の交通費、宿泊費及び日当等は、企業等の旅費規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えないものであること。 なお、旅費規程等に基づくものであってもグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象としない。
3 原材料費	研究開発による新商品完成に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
4 機械装置費	①機械装置、分析装置（測定、分析、解析、評価等を行う装置）を借上（リース）した場合に支払われる経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合は、期間按分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする。 ②機械装置又は機械装置を自社により製作する場合の部品並びに分析機械装置（測定、分析、解析、評価等を行う装置）の購入に要する経費 （備考）量産化のための設備投資とみなされるようなものは認めない。なお、機械装置の購入は、研究開発による新商品の完成に必要な不可欠なものとし、可能な限り借上（リース）で対応すること。

5 工具器具費	<p>①工具・器具の借上(リース)に要する経費。ただし、リース期間が補助年度を越える場合、期間案分比例方式で算出した補助事業期間分のみを補助対象経費とする。</p> <p>②工具・器具の試作、改良、修繕に要する経費</p> <p>③工具・器具の購入に要する経費 (備考)工具・器具の購入は、研究開発による新商品完成に必要な不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること。</p>
6 委託費	<p>①機械装置、工具・器具等の試作、改良、修繕を委託する経費</p> <p>②市場の動向等の調査又は研究開発事業の一部を委託する経費</p> <p>③販路拡大のためにその一部を委託する経費で、ホームページ等作成委託費、受発注コーディネートなどのコンサルティング料、製品紹介パンフレット類の作成委託などの経費 (備考)委託費が補助対象事業に占める割合が高い事業は認めない。</p>
7 技術指導費	外部からの技術指導を受ける場合、技術提供先に支払われる経費
8 産業財産権導入費	<p>他者が所有する産業財産権の導入に要する経費</p> <p>※自社の特許等の出願・登録手続に要する経費は含まない。</p>
9 会議事務費	<p>①事業実施のための検討を行うための会議費、会場使用料</p> <p>②事業実施に必要な文献費</p> <p>③物品の運搬に要する経費</p> <p>④新商品の開発過程における販路開拓・拡大のための展示会等に出展する経費</p> <p>⑤事業実施に必要な消耗品費</p>
10 人件費	補助対象事業に従事する者に係る人件費で、補助対象経費の30%以内とする。
11 広報費	<p>①新商品を宣伝広告するためにパンフレットやポスター等を作成する経費</p> <p>②広報媒体等を活用するために必要な経費</p>
12 その他経費	上記以外で財団が特に必要と認める経費

9. 審査申請手続き

審査を受けようとする者（以下「審査申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。なお、提出時点で、伊勢市新商品開発等支援事業審査委員会への提出書類の共有について、同意したものとみなす。

- (1) 伊勢市新商品開発等支援事業審査申請書(様式第1号)
- (2) 審査に関する書類
- (3) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業概要書（別記様式第2）
- (4) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業計画書（別記様式第3-1）
- (5) 定款（定款のない場合はこれに類するもの）
- (6) 直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費）
※会社設立後3年未満の場合は、設立後以降のもの
- (7) 審査申請者の沿革が記載されたパンフレット等
- (8) その他申請にあたり必要な補足資料及び市長が必要と認める書類

10. 審査申請期限

令和8年7月31日（金）午後5時15分まで

※直接商工労政課窓口へご持参ください。

11. 手続きの流れ

(1) 市における審査

提出された計画書等について、令和8年8月頃に「13. 市における審査」の要領で審査を行い、市がふるさと財団に申請する事業を決定する。

(2) ふるさと財団における審査

ふるさと財団が公募開始後、市からふるさと財団へ申請を行う（令和8年9月～11月頃の予定）。ふるさと財団において、事業内容の審査を行い、採択又は不採択を決定する（令和9年3月頃の予定）。

ふるさと財団から本市に採択結果通知が届いたときは、市から審査申請者に(3)以下の手続きを案内する。

※ふるさと財団・実施要綱等の公表により、修正が必要な場合は審査申請者において対応すること。

※ふるさと財団における審査中、プレゼンテーション審査等が行われる場合は審査申請者において対応すること。

(3) 市への補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、ふるさと財団において採択された事業について、令和9年4月1日（木）に「14. 交付申請手続き」に準じて交付申請いただき、市において交付を決定する。

(4) 事業内容の変更

交付決定を受けた後、事業内容を変更しようとする場合、もしくは事業を中止または廃止する場合は、事前に承認を受けなければならないため、速やかに市に報告すること。交付申請者は、ふるさと財団の求めに応じて「15. 事業内容の変更」に準じて市に変更承認申請を行う。市は、内容確認後、ふるさと財団へ変更承認申請を行う。

(5) 中間報告

交付申請者は、ふるさと財団・実施要綱に規定する期日の30日前（令和9年8月31日（月）頃）までに、「16. 中間報告手続き」に準じて市に中間報告を行う。市は、内容確認後、ふるさと財団へ中間報告を行う。

(6) 実績報告

交付申請者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日またはふるさと財団・実施要綱に規定する期日の30日前（令和10年1月19日（火）頃）のいずれか早い日までに、「17. 実績報告手続き」に準じて市に実績報告を行う。市は、内容確認後、交付申請者に交付確定を行う。交付確定後、交付申請者から請求があり次第、市から交付申請者に補助金を交付する。補助金交付後、市からふるさと財団へ完了報告を行う。

(7) 状況報告及び現地調査

交付申請者は、ふるさと財団・実施要綱に規定する期日の30日前（令和8年7月1日（水）頃）までに、伊勢市新商品開発等支援事業状況報告書（様式第11号）を市に提出する。市は、内容確認後、ふるさと財団へ状況報告を行う。

状況報告後、ふるさと財団の求めに応じて現地調査が行われる場合は交付申請者において対応すること。

(8) 追跡調査

交付申請者は、ふるさと財団の求めに応じて追跡調査が行われる場合、伊勢市新商品開発等支援事業調査書（様式第12号）にふるさと財団・実施要綱の調査票（別記様式第13）を付して市に提出する。市は、内容確認後、ふるさと財団に報告を行う。

12. 市における審査

(1) 審査委員会の設置

伊勢市新商品開発等支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、市がふるさと財団に申請する事業を選定するため、補助金交付の妥当性を審査する。審査委員会では、事業計画書の内容をもとに、申請者によるプレゼンテーション及び審査委員による質疑応答を行って審査する。

(2) 審査方法

ア 提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、以下の基準をもって採点行う。

I 審査基準

項目	評点	配点
地域性	5：地域資源や地域特性に着目し、極めて有効に活用して新商品の開発に取り組むもの 4：地域資源や地域特性を活用して、新商品の開発に取り組むもの 3：今回の商品開発に取り組むことにより、新たに地域資源や地域特性となり得るもの 2：地域性がやや低い 1：地域性が低い ※地域性は評点×2を点数とする	10
新規性	5：開発する新商品等に新規性が特に高く類似製品がない 4：開発する新商品等の概念、製法等に多いに新規性が認められる 3：開発する新商品等の概念、製法等に新規性が認められる 2：開発する新商品等の新規性は認められるものの類似製品がわずかながら存在するもの 1：開発する新商品等の新規性が特に低く類似製品が存在するもの	5
市場性	5：市場の拡大が大いに期待できるもの 4：市場の拡大が期待できるもの 3：市場の拡大が見込まれるもの 2：市場の拡大が懸念されるもの 1：市場の拡大が期待できないもの	5
実現可能性	①研究体制、②スケジュール、③営業体制、④ノウハウ、⑤企業体力の観点から以下の点数を付与 5：実現可能性が特に高い 4：実現可能性が高い 3：実現可能性がある 2：実現可能性が低い 1：実現可能性が特に低い	5
合計		25

II 加点点措置

以下に該当する案件は、(i)～(vi)号につき各1点、(vii)号は市の独自基準として4点を加算する。(最大35点満点)

- (i) 商品開発において新技術を導入する事業
- (ii) 産官学金との連携による実施体制が整っている事業
- (iii) 公益性や地域への貢献があると判断できる事業

- (iv) 循環経済への取組などグリーン社会の実現に寄与する事業
 - (v) AI技術の活用など生産性向上に資するデジタル技術の活用事業
 - (vi) 申請時点において試作品が完成しており、具体的な商品開発、販売に向けた計画が整備されている事業（新商品開発等支援補助金に限る。市場調査・販路開拓、商品化に係る経費が対象。）
 - (vii) 商品開発後、伊勢市のふるさと納税返礼品に登録するもの
- イ 会長及び各委員の評価点がそれぞれ15点以上となった事業について、協議により申請事業を選定する。なお、複数の申請があった場合は、15点以上となった事業について得点の高い順に順位を決定し、上位の事業を市からふるさと財団に申請する。ただし、予算の範囲内であれば上位の事業順に複数事業を申請する可能性もあり、複数事業を申請した際に、補助金申請額に対して予算残額が不足する場合は、予算残額を上限とする。

(3) 留意事項

- ア プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、本補助金事業の責任者は必ず出席すること。
- イ プレゼンテーションの実施時間は、1事業者につき30分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内）とする。
- ウ プレゼンテーションは令和8年度の公募に提出済みの事業実施計画書等を用いて行うこと。当日の追加資料の提出及び提示は認めない。
- エ 提出書類は、申請事業の選定以外に使用しないものとする。
- オ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。
- カ 提出された書類は、返却しない。
- キ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ク 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、伊勢市情報公開条例（平成17年伊勢市条例第19号）に基づき、提出書類を公開することがある。

(4) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して、伊勢市新商品開発等支援事業審査結果通知書（様式第2号）により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受け付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

13. 交付申請手続き

ふるさと財団から市に採択結果通知が届いた場合は、市から審査通過者へ通知する。ふるさと財団に事業が採択された場合は、交付申請者は令和9年4月1日（木）に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 伊勢市新商品開発等支援補助金交付申請書（様式第3号）

- (2) 市税に関する調査同意書または完納証明書
- (3) 補助対象経費に係る見積書（内訳がわかるもの）の写し
- (4) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業概要書（別記様式第2）
- (5) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業計画書（別記様式第3-1）
- (6) 定款（定款のない場合はこれに類するもの）
- (7) 直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費）
※会社設立後3年未満の場合は、設立後以降のもの
- (8) 交付申請者の沿革が記載されたパンフレット等
- (9) その他申請にあたり必要な補足資料及び市長が必要と認める書類

14. 事業内容の変更

交付決定を受けた内容が変更、遅延、中止等の状況になる場合は、交付申請者は速やかに市長に報告すること。

市とふるさと財団が協議の結果、変更承認が必要な場合は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 伊勢市新商品開発等支援補助金変更申請書（様式第5号）
- (2) 補助対象経費に係る見積書（内訳がわかるもの）の写し
※補助対象経費に変更がある場合のみ
- (3) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業変更計画書（別記様式第6）
- (4) その他市長が必要と認める書類

15. 中間報告手続き

交付申請者は、ふるさと財団・実施要綱に規定する期日の30日前（令和9年8月31日（月）頃）までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 伊勢市新商品開発等支援事業中間報告書（様式第7号）
- (2) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業中間報告書（別記様式第8）

16. 実績報告手続き

交付申請者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日またはふるさと財団・実施要綱に規定する期日の30日前（令和10年1月19日（火）頃）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 伊勢市新商品開発等支援事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 成果品の写真
- (3) 補助対象事業に係る請求書及び領収書の写し
※委託費については、仕様書等委託内容が確認できる書類も提出すること。
- (4) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業概要書（別記様式第10）

- (5) ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業報告書（別記様式第11-1）
- (6) その他補足資料及び市長が必要と認める書類

17. その他

ここに記載されていない事項については、ふるさと財団・実施要綱等に準ずる。